

四拾二挺立

四拾四挺立

四拾六挺立

四拾八挺立

五拾挺立 徂徠先生、鈴録課造に、大船、中船、小船の品をゑるせり、云、八十挺立、六十挺立、三十挺立、是也、船法規矩に曰、五十挺を中船として、定規とす、是より上下、大船、小船は、規矩の外、増減の法有ものなり、

五拾二挺立

五拾四挺立○此以下至八挺立、今省略

〔大内家壁書〕定

條々

赤間關 小倉 門司 赤坂のわたりちんの事○中

右わたりちんの事、前々より定をかる、といへども、舟かたども、御法をやぶり、ぶぢよくをかまへ、上下往來の人にわづらひをなすと云々、所詮關舟は、こくらにて、一人別二人あつる事あるべからず、○中 仍下知如件、

文明十九年四月廿日

〔御撰大坂記九〕天和諸旗本向井將監書上 先祖兵庫助正綱將監忠勝事跡

一慶長十九甲寅年、大坂御陣ニ付、右將監儀、關舟六艘ニ而、水主ハ、浦加子被仰付、御預之同心五拾人ハ、足輕ニ仕、十一月五日江戸出船

〔玉露叢十三〕正保四年

松平筑前守忠之人數并舟數ノ事○中

舟數三百三十三艘

内 六十一艘ハ關舟